

# 居住支援コラム

## ～相談者のお困り事は十人十色～

住まいサポートなごやでは高齢者や障害者、低所得者等の住宅確保要配慮者に対する相談をいただき、相談内容に応じて、不動産会社との調整、物件情報の提供、関係者と連携した入居等支援を行っています。

本年度もご本人や住宅・福祉関係者等から様々な相談をいただきました。

一例として、建物老朽化による安全性確保や長期化した家賃滞納により退去を求められている方、親族や知人がおらず緊急連絡先等の確保が困難な方、日本の慣習に馴染めていない外国人の方、配偶者や身内からの暴力等により逃げる先を探している方など、様々なお困り事を抱える方がいらっしゃいました。

転居は今までと生活環境が大きく変わり、長い人生にとっても大きな転換点になりうる出来事です。しかし、様々な事情で転居せざるを得ない場合は、ご本人にも大きなショックがあり、覚悟が必要であることは想像に難くないものです。逆に親元等からの自立・独立や退院など、転居が今後の生活に繋がる希望にもなり得ます。

インターネットやSNSの発達で各種情報が溢れている時代ですが、病気等による判断力低下や知識経験の有無により情報の収集自体が困難な方、決断することに窮する方もいらっしゃいます。相談できず、一人で悩みを抱え、そのまま時間だけが過ぎてしまうことは、ご本人にとっても支援をする関係者にとっても、最良の選択ができる可能性を逸することになりかねません。

住まいサポートなごやでは、今後ご本人の気持ちをお聞きし、福祉関係者や不動産仲介・管理会社等住宅関係者と連携をしながら支援を進めていきます。

福祉関係の方、不動産仲介・管理会社等住宅関係の方で住まいに関するご相談や住宅と福祉の連携について話題が上がるようでしたら、是非下記までご連絡くださると幸いです。



**住まいサポートなごや**  
**関係者専用電話**

**052-684-8597**

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時



住まいサポートなごや  
(名古屋市居住支援コーディネート事業)

**すまサポ**  
**ニュース**  
( Vol. 19 )

## 令和8年度 ＜上半期民間賃貸住宅入居相談＞

名古屋市「住まいの窓口」で、高齢者や障害者、所得が少ない方など住まいの確保に配慮を要する方々を対象に民間賃貸住宅への入居に関する相談を受け付けています。(予約制・面談)

### ＜実施場所＞

名古屋市「住まいの窓口」  
東区東桜一丁目11番1号  
オアシス21バスターミナル内



### ＜相談日程＞

月4回 原則：第1月曜、第2土曜、  
第3・第4金曜

令和8年度 上半期分

4月：6(月)・11(土)・17(金)・24(金)  
5月：9(土)・15(金)・22(金)・29(金)  
6月：1(月)・13(土)・19(金)・26(金)  
7月：6(月)・11(土)・17(金)・24(金)  
8月：3(月)・8(土)・21(金)・28(金)  
9月：7(月)・12(土)・18(金)・25(金)

### ＜時間帯＞

午後1時～午後4時

### ＜予約受付＞

名古屋市「住まいの窓口」  
受付電話番号

**052-961-4555**



■相談を希望される月の前月1日  
(定休日の場合は1日以降の営業日)  
から予約受付。

■市内に在住、在勤又は在学の方(予定を含む)が対象。

# 名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会を開催しました

名古屋市内を支援業務区域とする居住支援法人<sup>※1</sup>のネットワークづくりの一環で「名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会（以下、連絡会）」を年2回程開催しています。

※1 都道府県知事の指定を受け、住宅確保要配慮者の方を対象に、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談などを実施。

令和7年11月に開催した連絡会では改正住宅セーフティネット法等に関する情報提供（居住サポート住宅認定制度、円滑な残置物処理の推進、家賃債務保証業者の認定制度等）や活動報告があり、それぞれの法人の取り組みや、今後の展望などの意見交換を行いました。



## セーフティネット住宅登録の面積基準が緩和されました！

令和7年10月の法改正により「住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅<sup>※2</sup>）」の登録基準のうち、面積基準が従来の25㎡以上から、既存住宅は原則18㎡以上に緩和されました。

- ※1 高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、被災者、外国人等。
- ※2 登録基準に適合し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された民間賃貸住宅。



### <登録基準の概要>

- 共同住宅や戸建て住宅で、1戸室の床面積が既存住宅（建設後1年以上経過した住宅又は住居歴のある住宅）は18㎡以上。
  - 各住戸が、台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。
  - 耐震性を有し、消防法、建築基準法に反しないもの。等
- ☆登録の申請は建築物ごとで1戸（個室）単位での登録が可能です。  
☆一部共用住宅、共同居住型住宅（シェアハウス）等については、上記とは別の登録基準があります。

名古屋市  
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）  
登録制度のご案内

1. 制度概要

住宅確保要配慮者への入居を受け入れる賃貸住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）（以下「セーフティネット住宅」といいます。）の登録を促す制度です。

名古屋市では、市内の各地域についてセーフティネット住宅の登録を促しています。登録された住宅は、住宅の募集情報が、募集等に関する情報が掲載されます。

■セーフティネット住宅の登録

セーフティネット住宅とは、価格、構造、設備等について一定の基準を満たし、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として登録された、民間の賃貸住宅です。住宅に関する募集情報の掲載や印刷等は、本庁舎（連絡先）で行います。

登録基準は、セーフティネット住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者（当該登録住宅について希望を表明する者）に対し、その範囲に属する者）に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒まないことが要件です。

■登録申請の要件

住宅確保要配慮者とは、高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者、被災者、外国人等と定められています。

■円滑入居のための円滑入居賃貸住宅の認定

登録の際には、入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲を指定することが可能です。例えば、「障害者の入居は拒まない」として登録したり、「高齢者、子育て世帯、被災者の入居は受け入れる」として登録することも可能です。

■申請の届出、募集情報、募集情報の掲載

市による募集、募集情報の掲載については、住宅確保要配慮者にお知らせください。

市による募集情報については、住宅確保要配慮者専用募集情報掲載ウェブサイト（以下「専用ウェブサイト」といいます。）に掲載されます。【専用ウェブサイト】<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1025921/1025928.html>

掲載を受けたい場合は、住宅確保要配慮者専用募集情報（登録の申込書）を専用ウェブサイトから登録が出来ます。

### <セーフティネット住宅の登録が増えることで考えられるメリット>

- 大 家 側：補助事業（住宅改修費補助、家賃減額補助、家賃債務保証料減額補助制度）や孤立死・残置物に係る包括的損害保険（※）が利用でき、入居者募集の幅が広がる。  
※利用には要件があります。
- 入居者側：入居拒否されにくい安心感、生活支援や家賃減額補助を受けやすくなる。
- 地域社会：空き家の活用が進み、福祉と住宅政策の連携で多様な人が安心して暮らせることで、地域の持続可能性が高まる。

このように、セーフティネット住宅は住宅政策の枠のみに留まらず、地域福祉やまちづくりの基盤としても期待される制度であると考えられます。

詳細については、名古屋市公式ウェブサイト内

「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）登録制度」をご参照ください。

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1025921/1025928.html>



発行：住まいサポートなごや  
（名古屋市居住支援コーディネート事業）  
【住 所】名古屋市熱田区新尾頭 2-2-7 富春ビル4F

【電話】052-684-8597  
【FAX】052-684-8132

【H P】<https://www.sumasapo-nagoya.jp/>